

第1回 藤枝市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成25年10月30日（水） 午後3時30分～午後5時15分

場 所：藤枝市役所 3階 302会議室

議 事：（1）子ども・子育て会議の運営について

事務局： 資料2-1の藤枝市子ども・子育て会議条例第2条所掌事務。

（1）支援事業計画に関する事。来年度、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度に係る事業計画を策定する。事業計画の策定に関する事について審議をお願いする。

（2）子ども・子育て支援新制度の推進と実施状況に関する事。この会議において、本市の子ども・子育て支援新制度についての各種施策の実施状況を検証・評価し、次につなげていく役割を担っている。この会議でPDCAサイクルを回すということになる。

（3）特定教育・保育施設に関する事。利用定員について審議をお願いする。

（4）特定地域型保育事業に関する事。利用定員が19人以下の小規模の保育施設や事業所内に設置されている保育施設。認可基準や利用定員について審議をお願いする。

（5）本市の児童福祉関連施策に関する事。次世代育成支援行動計画【後期計画】の進行管理。次世代育成支援行動計画に関する事柄は、新制度に引き継いでいく。本年度分は終えており、来年度に審議をお願いする。

第4条、任期は2年。今回は年度替わりの平成27年3月31日まで。第6条第2項、委員の半数以上の出席をもって、会議を開くことになっており、同条第3項、議事の可否については、出席委員の過半数で決する。委員には、守秘義務がある。この会議の中で、採決をとる際に、その採決に対して利害関係のある委員は、席を外していただく。

資料2-2 藤枝市子ども・子育て会議公開要領。本市には会議等の公開に関する条例はない。それぞれの会議や審議会において、会議の公開に関する事を決める事になっている。事務局としては、市の情報公開条例の考え方に基づき、原則的には、公開をしていく考えである。

1 会議の公開は、原則「公開」としつつ、次のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。アとして、情報公開条例第7条各号に掲げる情報を取り扱う場合と、イ公開することで、公正・円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、公開しない理由を明らかにして、会議を公開しない。

2 公開の方法は、傍聴席を設け、定員は10名。報道関係の取材に対しても、記載のとおり対応する。会議の途中から、非公開とする場合は、委員長が説明し、速やかに退席を求めている。

3 傍聴の受付は、先着順とし、入口に設置する受付簿に住所、氏名を記載。

4 会場の秩序維持は資料2-3のとおり、傍聴希望者へ同資料を事前配布し、会場の秩序維持に努める。

6 会議記録については、ホームページ等で公表する。

最後に、附則において、施行日が本日10月30日となっている。本日、既に傍聴を希望される方が、会議室の外で待機している。この要領を審議していただくとともに、傍聴希望者の入室についても、併せて審議いただきたい。

委員長：子ども・子育て会議の運営については、特に会議の公開について決める提案があった。このことについて、質問や意見等がありますか。

委員：条例について、公布の日から施行するとなっているが、いつから施行するのか。

事務局：9月議会で議決された平成25年10月2日からである。

委員：会議公開要領にある会場の秩序の維持については、委員長が会場の静粛に努めていただきたい。例えば、お子さん連れの傍聴者に対して、泣き出して止まない時には、退席を求めてほしい。赤ちゃんは仕方がないのかもしれないが、状況を見てほしい。

委員長：会議公開要領4(2)に静粛にとあることから、状況を見て、私の判断で退席をお願いする。お子さんをお持ちの方で関心がある方がたくさんいると思う。その方達のお聞きになりたいお気持ちを尊重し、事務局と相談して良い体勢にできればと思う。

委員：お願いします。

委員長：そのほか何かございますか。

委員：守秘義務について、どのくらいまでのレベルか。

事務局：個人情報に関することを中心に願う。職務上知り得た秘密については守っていただきたい。

委員：私たちは、団体の代表で来ている。園長会や役員会で報告をする場合には、常識の範囲内でお話をさせてもらう。そのことはご理解いただきたい。

事務局：今回の議事録、資料についてはホームページ上で公表する。公表されたものについては、お話していただいて問題無い。

委員長：特に守秘義務の必要がある時には、その都度、事務局から伝えていただきたい。

その他にご質問、ご意見がないようでしたら公開要領案と傍聴要領案を議決するか決めたいと思いますが、案通り承認でよろしいでしょうか。

各委員：異議なし。

委員長：それではこの案で公開要領、傍聴要領を定めて会議を公開したいと思います。傍聴希望者への案内をお願いします。

<傍聴者入室>

委員長：次の議事に進めます。

協議事項の（２）子ども・子育て支援新制度における利用者希望把握調査について、事務局より説明をお願いします。

事務局：資料３－１、調査の目的は上段のくくりの部分に、根拠となる条文を掲載。これに基づいて調査を実施する。子ども・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、５か年の市町村計画を策定。計画の策定に当たっての基礎データを得ること、特に、教育・保育施設、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出のための基礎データを得る。これが、本調査の目的となる。

調査対象数は、就学前の児童（０歳児～５歳児）がいる世帯１，５００世帯を対象とする。調査項目及び調査票については２２ページ・全５６問とボリュームのある内容となっているが、調査項目については、国の子ども・子育て会議が公表した項目を中心とし、事務局で項目の取捨選択をし、字句等の修正を加え、さらには、市独自項目も加えた。

調査項目数の詳細は、国が提示した項目の内、必須のものが23問、任意のものが25問、市独自項目が8問 合計56問となっている。スケジュールは、本会議で承諾後に速やかに実施したい。回答の締め切りを11月末としていることから、12月中旬から調査票の分析業務を民間コンサルタント会社に業務委託する予定。分析結果の内、単純集計結果は、1月末頃には出る。第2回目子ども・子育て会議で報告する。実際の調査票（資料3-2）は、事前に配布したが、今週、再度事務局職員で、内容や文言などを今一度精査し、若干の修正を加えている。本日配布した調査票が最終案である。変更した部分を説明する。設問ごとに、全国共通か市独自かの表記をしていたが、全国共通の内必須なのか任意なのかを明記した。16ページの間28-1を削除し、28-2を28-1に繰り上げた。19ページ間32と間33の順番を入れ替え、その他は回答者が回答しやすいように、誘導するコメント等についての修正を加えた。事務局としては、このニーズ調査は、本市子ども・子育て支援の事業計画を策定する上で、とても重要な基礎資料となることから、ボリュームが多く、回答する保護者の方々は、大変だとは思いますが、この調査票をもって、調査を行いたい。

続いて、資料3-4子ども・子育て支援新制度施行までの大まかなスケジュールは、ニーズ調査に関連したものとこの会議に関連したものを記載している。スケジュール表の一番下に、国の動きがある。12月に新制度に係る基本指針の確定・公表が控えている。この基本指針に基づいて、本市事業計画の骨子の作成に取り掛かっていく。今後、このようなスケジュールで進めていく。

続いて、資料3-5子ども・子育て支援事業計画策定の考え方は、左側に事業計画に盛り込む事項、右側に策定手順を記載した。左側の事業計画に盛り込む事項は、現段階でのもの。この部分は、次回以降の会議で説明する。右側の策定の手順は、ニーズ調査に基づいて、現状・課題分析と、需要の見込量を設定します。需要の見込量に基づいて、計画案の策定、パブリックコメントを実施したのちに計画を完成させるという手順になる。この間に、この子ども・子育て会議にお諮りし、更には市役所庁内で立ち上げます策定委員会等で、計画案を練り上げていく。

次に、資料 3 - 3 放課後児童クラブ調査は、平成 27 年度より対象年齢が小学 6 年生まで拡大するため、そのニーズがどの程度あるかを把握したく、本体の小学校就学前の子どもの保護者に対するニーズ調査と合わせて、別に放課後児童クラブ入会児童の保護者に対して、ニーズ調査を実施したい。調査対象は、放課後児童クラブに入会している児童がいる全世帯約 600 世帯。調査項目は、国の子ども・子育て会議が公表した調査項目の内、「あて名のお子さんが 5 歳以上である方への、小学校就学後の放課後の過ごし方について」の問いを引用し、本市の計画の策定に必要であると考える項目を追加している。設問は全 9 問。設問内容は平日、土曜日、日曜祝日、長期休暇期間の利用希望について、低学年と高学年での調査が主なもの。全体的な作りは、国の調査項目を骨格とし、高学年の利用希望を一括としてではなく細分化して問いを構成していることが主な特徴。この追加調査のスケジュールは、本体のニーズ調査のスケジュールと同様。

委員長：ニーズ調査についての説明をいただきましたが、何かご質問やご意見等がございますか。

委員：私たち幼稚園の関係の者は、以前、ニーズ調査の大元のようなものを見せていただいて、いろいろお話を伺っている。そこで表紙をもう少し丁寧なものにしていただきたい。子ども・子育て支援法がどんなものなのか調査を通して市民に知ってもらえるチャンスだと思う。裏面も使用したらどうかと、私が作成して用意しましたので、皆さんに見ていただきたい。

事務局：委員長の判断で資料として配布するか決めてください。

委員長：それでは、配布をお願いします。

委員：一番には、裏面の子ども・子育て支援新制度がどのようなものに基づいてのものか、これが大事な所。これを知ってもらわないと、この計画も進まないと思うし、調査対象者の理解も深まると思う。

委員長：この表紙の案はいかがでしょうか。

事務局：事務局としては参考意見として検討させていただきたい。

委員：こうしてくれと言う事ではありませんが積極的に検討させていただきたい。

事務局：前向きに検討させていただきます。

委員長：よくわかった上で、答えていただいた方が良いでしょうね。

委員：国や市がやろうとしている旨を伝えるチャンスになる。

委員長：この提案については事務局の方で参考にしていただければと思う。そのほかはいかがですか。

事務局：本日の資料の中に国から提示された新制度のパンフレットがあります。こちらをニーズ調査票と同封したいと思います。

委員長：こちらが、同封されるということですね。

事務局：はい。

委員：7ページ問15-1、2幼稚園の預かり保育（通常の保育時間を延長して預かるサービスのうち定期的な利用のみ）となっているが、教育はサービスではありませんから、できたら事業などに置き換えていただきたい。同様に9ページの間16、2もお願いします。10ページ問20⑨子育てフェアは正式には私立幼稚園子育てフェアです。⑩子育てカウンセリングも私立幼稚園協会で行っておりますので私立を加えていただきたい。19ページ問33について、母親、父親それぞれについてとありますが、記入側が父親、母親の順になっていますので揃えた方が良いでしょう。全体の中で、保育所と保育園の二通りの表記になっていますので、どちらかに揃えた方が良いでしょう。

事務局：保育所、保育園については保育所で統一する。

委員長：そのほかいかがでしょうか。

委員：11ページ問22について、長期の休みの間に幼稚園・保育所等の利用を希望しますか。とあるが、現在として考えた時に夏休み、冬休みに保育所で預かることはできない。他の市町村の調査票を参考に見たところ預かり保育という言葉を使っている。全国共通項目とあるが、千葉市と文言が違うのはなぜか。

事務局：文言のところについては、もう一度確認する。

委員：幼稚園に通園してる方に伺います。となってるから、その場合にはあえて保育所に預けることは希望しないと思う。あと、保護者が見たときに、11ページ7土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な幼稚園・保育所等の利用希望とあるが、あくまでも、印象的にですが、もうやってくれるのかなとなり、希望すればやってくれるなら、書きましようとなりそう

だ。このままだと、前向きに考えており、後は需要を確認するだけなんだと受け取れます。この辺りを誤解のない回答になるようお願いしたい。

事務局：適切な表現になるように検討します。

委員長：その他いかがでしょうか。

委員：質問の中で、それぞれ次に進む問への誘導があるが、間違えて回答する方もあると思う。その場合のチェックをしっかりと集計していただきたいと思う。

事務局：統計処理等はコンサルタント会社に依頼するので、その点については、的確に処理するように伝えます。

委員長：その他いかがでしょうか。

委員：資料3-1、2調査の概要(1)調査対象は就学前の児童がいる世帯1,500世帯とありますが、実際の世帯は何世帯ですか。

事務局：正確な世帯数は不明ですが、就学前の0歳から5歳児の児童数は7,500人になります。

委員：ありがとうございます。

委員長：調査項目が56問とボリュームがあると思います。回答される立場の保護者としてはどう思うでしょうか。必要な項目であり、事務局としては聞きたい量で作ってあると思いますが、最後まで答えていただけるか。先ほど、表紙のところはかなり大事だと訴えていき、データとしてとるチャンスですから資料として必要かとも思います。その辺で、ご意見がありますか。

委員：回収の為の工夫として、保育所や幼稚園を通じて調査するのはどのぐらいの数ですか。施設に預けて回収すれば回収率は上がると思う。

事務局：1,500世帯に出し、3歳未満児については750世帯に郵送する予定。3歳以上児の750世帯は各保育所、幼稚園を通じてお願いする。回答は、調査票に記載の通り、保育所、幼稚園に提出していただくことが可能。返信用封筒が同封してあり、郵便にて提出することも可能。

委員：回収率は何%見込んでいますか。

事務局：回収率は最低50%を考えました。ただし、750では回答として、有効性は低いので、1,000はほしいと考えている。

委員：郵送する750の抽出の方法を教えてください。

事務局：住民基本台帳の中から地区ごと抽出する。

委員長：無作為ということですね。

事務局：はい。

委員長：それでは、おおむね事務局の案でよろしいでしょうか。

事務局：先ほど、ボリュームの話がありました。確かに、調査としてはかなりボリュームがありますし、細かい内容である。本市独自の項目もたくさんある。それだけ力を入れている。是非、親御さんにはご理解をお願いして最後まで回答いただきたい。統計上、有効とされている回収率を目指したいと思う。

委員：放課後児童クラブのところでお聞きします。資料3-2、16ページ、10が放課後児童クラブの関係で、別途、資料3-3が実際に通っている方たちの調査ですが、これらの対象世帯は、ダブっていますか。

事務局：別です。

委員：別であるならば、資料3-3の調査票の中に放課後児童クラブを利用するにあたっての条件の記載がないので、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などと、記載するように検討していただきたい。

事務局：記載するように検討する。

委員長：それでは、おおむねこれで了承とし、再度検討したものを委員の皆さんに送っていただいて、その後調査を実施する手順で事務局にお願いしますが、いかがでしょうか。実施までに個別に何かあれば事務局で受け付けていただけますか。

事務局：結果を県に報告の必要があり、そこから集計の時間を考えますと、11月8日までに、発送したいと考えている。今日いただいた意見を大至急検討・修正し、再度見ていただき、11月5日までに意見をいただきたい。

委員長：少し時間をいただきましたので、何かありましたら事務局へ連絡をお願いします。それでは、こちらの協議を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

【委員研修事項】

事務局：(1) 児童福祉行政について、資料4-1、4-2にて説明

委員長：事務局より児童福祉行政について、2課の業務の説明がありました。何かご意見やご質問はありますか。

委員：藤枝おやこ館のカウンセリングは予約が必要ですか。

事務局：原則予約です。

委員長：そのほかございますか。今日初めて目を通した物もありましたので、何か質問等ありましたら、事務局で受けていただきたいと思います。よろしくお願ひします。そうしましたら、引き続き、研修事項(2)子ども・子育て支援新制度について事務局より説明をお願いします。

事務局：(2) 子ども・子育て支援新制度について、資料5及びパンフレットにて説明

委員長：何か、質問等ございますか。

委員：このことは、国でいくと、文部科学省でも、厚生労働省でもなくて、内閣府が所管することになります。藤枝市では健康福祉部児童課になっていますが、これはあくまでも福祉政策ではなく、教育・保育・子育て支援の充実ということですので、是非、その辺のバランスを考えていただきたいです。今日は福祉的なお話が多かったですが、勿論、それも大事ですが、ここに書いてあるように、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供しますということで、それは、すべての子どもが健やかに育つためにやることです。偏った視点でなく、バランスの良い視点で、お話をしていただいたり、提案をしていただかないと、趣旨が変わってしまいますので、運転側のご配慮をいただきたいです。

委員長：そのほか何かございますか。それでは、これで本日の議事はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。これで、事務局に進行をお願いします。

事務局：最後に事務局より、次回の日程についてはニーズ調査の分析の速報が1月の下旬に出来上がりますので、2月の開催を予定しております。決定次第ご案内いたしますので、よろしくお願ひします。本日はありがとうございました。